

当院では、「**入院時食事療養費（Ⅰ）**」の届出を行っており、
管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

～ 標準負担額は下表のとおりとなります ～

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般病棟に入院する患者		標準負担額（1食あたり）
70歳未満	70歳以上	
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)	<u>510円</u> ※例外 <u>300円</u> （指定難病患者等）
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内の場合 <u>240円</u> 過去1年間の入院期間が90日を超える場合 <u>190円</u>
	低所得者Ⅰ	<u>110円</u>

大崎市民病院鹿島台分院